

裁 決 書

事件番号 延総務第96号
文書番号 延総務第257号
裁決日 令和5年8月8日

●●●●●●●●●●
審査請求人 ●●●●●●●●

処 分 庁 延岡市長 読谷山 洋司

審査請求人が令和5年5月12日付けで提起した令和5年2月16日付け行政文書開示決定処分（文書番号：延危第631号。以下「本件処分」という。）の取消し及び開示されていない文書を全て開示する決定を求める審査請求（事件番号：延総務第96号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求の内容

本件審査請求の内容は、本件処分のうち「令和4年台風第14号被害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」に係る開示された行政文書について、開示されていない文書があることを理由として、延岡市長（審査庁）（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を取り消し、開示されていない文書を全て開示する決定を求めるものである。

2 審査請求の経緯

本件審査請求の経緯は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年2月2日付けで延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、「令和4年台風第14号災害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」等の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人の本件開示請求に対し、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に係る「令和4年台風第14号被害について：延岡市

から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」に該当する行政文書が過少開示であるとして、令和5年5月12日付けで本件審査請求を行った。

- (4) 処分庁は、令和5年6月8日付けで審査庁に対し、書面にて弁明した。
- (5) 審査請求人は、令和5年6月23日付けで審査庁に対し、電子メールによる方法で反論を行った。
- (6) 審査庁は、令和5年7月5日に処分庁に対し、本件処分に係る開示もれ文書の存在の有無についての調査を行った。
- (7) 審査庁は、本件審査請求について、令和5年7月6日付けで延岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に審査請求書及びその添付書類の写し、開示請求に対する開示決定等の写し並びに弁明書及び反論書を添えて諮問した。
- (8) 審査会は、本件審査請求について、令和5年7月26日付けで審査庁に対し、答申した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分を取り消し、開示されていない文書を全て開示する決定を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 宮崎県から都城市へのメール文書によれば、被災者生活再建支援法適用関係の協議文書の交信があったことが明白であるが、本件処分では当該文書が開示されていない。また、災害救助法適用に係る協議文書も存在するはずであるが開示されていない。
- (2) 電話等の口頭で開示請求内容が加除限定されたりした場合は、補正書として文書で確認提出を求める必要があるが、補正書はないため弁明書に記述されている内容の正確性に疑問が生じる。また、「文書が大量であること」、「文書が膨大」、「大量に存在する」との認識にも関わらず、開示された文書の数が少ないように感じる。災害救助法や被災者生活再建支援法の適用に関する文書のみならず、それらの法律の適用後に必要とされた実務の運用状況等に関する文書に限定したとしても、県との間で交わされた文書が他に存在するはずである。
- (3) 弁明書において「些末な単なる確認や連絡の文書等まで含めると」と言及しているが、そのような文書等を一方的に開示対象外として開示しないことは条例第5条に適合しない。
- (4) 災害救助法適用関係に係る協議文書については、宮崎県から都城市に対して災害救助法適用プレスリリース案が送付されているように、延岡市に対しても同様の文書が送付されているはずである。

- (5) 一般の市民はすべての存在する文書を把握することが難しい点を考慮し、条例第20条第2項の規定により、存在する文書の表題のリスト等の情報提供が必要であるにもかかわらず、現在提供されている情報は不十分である。
- (6) 延岡市による開示文書は全て白黒で表示されているが、これは原本の真実性に欠けるという問題を引き起こす。特に手書きで色分けマーキングがされている文書については、その色が情報の重要性を示す可能性があるにもかかわらず、白黒での開示となっているため、カラーコピーを提供するような配慮が必要である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 開示請求書には「令和4年台風第14号災害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」と記載されているだけであり、令和4年台風第14号に関する宮崎県との文書は大量に存在することが予想されたため、審査請求人に対し、電話により開示対象文書を特定する必要がある旨を伝えたが、開示対象文書を具体的に特定する発言がなかった。また、審査請求人が本件審査請求で主張する「被災者生活再建支援法関係の協議文書」については、開示請求書に具体的な記述はなく、電話により確認した際も開示対象とする申出はなかった。
- (2) 「災害救助法適用に係る協議文書も存在するはずである」旨を主張しているが、根拠が明確ではない。なお、協議文書は存在しないため、行政文書不開示決定をしている。
- (3) 開示請求時に開示対象としなかった「被災者生活再建支援法適用関係の協議文書」は、本件処分とは別の部分開示の決定処分により既に開示されていて、審査請求人の主張の一部は既に満たされており、過少開示にはあたらない。
- (4) 審査請求人にとっては、開示した文書以外に必要な文書がある場合は、当該文書を特定したうえで新たに開示請求を行えばよいのであって、処分庁は真摯に開示請求に応じるものである。

第3 裁決の理由

答申書（令和5年7月26日付け文書番号：延情個審第4号）による審査会の判断を尊重し、本件審査請求は次のとおり理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

1 本件処分の違法性について

- (1) 処分庁は、条例及び延岡市情報公開条例施行規則（平成12年規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、本件処分に係る行政文書開示請求書の提出を受け付け、条例第10条第1項に規定する期限内に全部開示の決定を行っており、この点において違法性はない。

(2) 電話による行政文書の特定については、条例第4条に「開示の請求は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を実施機関の長に提出してしなければならない」旨が規定され、同条第2項には「実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」旨が規定されている。また、規則第4条第1項には「条例第4条第2項の規定による開示請求書の補正の要求を書面で行うときは、行政文書開示請求書補正要求書によるものとする。」と規定されている。いずれにしても、条例及び規則において開示請求書の補正は必ずしも書面によらなければならないとする規定はないため、電話、口頭等により補正を行い、行政文書を特定した点について、違法性はない。

2 本件処分 of 不当性について

(1) 審査請求人が開示請求した「令和4年台風第14号災害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」については、処分庁の主張のとおり、開示対象となる文書が大量になることが予想されたため、審査請求人と電話連絡にて行政文書を特定したこと自体に、なんら不当な点はない。なお、条例第2条第2号において、開示対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものと規定されており、その中でも一般に入手することができる文書等は除外されるなど、処分庁が取り扱う全文書が開示対象となる行政文書に当たるわけではない。また、条例第4条第1項第2号において、開示請求者は、開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載しなければならず、同条第2項において、処分庁は、開示請求者に補正を求める場合、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定されていることから、行政文書を特定することは情報公開制度上、必要不可欠なものである。

(2) 審査庁の調査の結果について、「罹災証明書の交付状況の日報、日毎の被害種類別交付数の変化がわかる文書、表」に該当する「令和4年台風14号に係る住家に被害認定調査・罹災証明書交付等に関する状況（宮崎県）」の令和4年11月11日時点の表が開示されていなかった点については、令和4年10月24日時点の表が2部開示されていたことから、11月11日時点の表と誤って開示したことが推察される。これは、単なる開示もれであって、速やかに請求人に開示すれば足りるのであって、本件処分が不当なものとはいえない。次に、開示対象となる可能性のある文書が複数確認できた点については、処分庁は「途中段階の報告文書については、最新の文書を開示している」、「審査請求人との電話により特定した開示対象文書の範囲に該当しないとして開示しなかった」という合理的な理由を示しており、また、審査請求人において他に望む文書がある場合は、開示する方向で検討する旨を審査請求人に伝えている点からしても、本件

処分は、審査請求人にとって不当なものとはいえない。

3 総括

1及び2により、処分庁が意図的に行政文書を過少開示した事実はなく、本件処分に違法性及び不当性は認められない。なお、処分庁にあっては開示していない開示対象文書がある場合は、速やかに開示する方向で検討するとともに、審査請求人にとっては、開示を望む文書があるのであれば、新たに条例第4条第1項に基づく開示請求の手続を行えば足りるのであって、本件処分を取り消した上で、再度開示されていない文書を全て開示する決定を行うことは合理的であるとは認められない。

よって「本件審査請求は棄却すべきであるとした処分庁の判断は、妥当である」と判断する。

第4 答申書における付言について

審査会による答申書の付言に従い、審査請求人に対し、次のとおり行政文書を開示する。

- 1 「令和4年台風14号に係る住家の被害認定調査・罹災証明書交付等に関する状況（宮崎県）」の令和4年11月11日時点の表を開示する。
- 2 審査請求人と協議したうえで、本件処分に係る開示対象文書として新たに特定できるものは追加で開示する。

令和5年8月8日

審査庁 延岡市長 読谷山 洋司

【教示】

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表する者は延岡市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表とする者は延岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。